

主 文
原判決中被告人等に関する部分を破棄する。
被告人等を各懲役八月に処する。

ただし、各被告人に対し、この裁判確定の日から、それぞれ三年間右刑の執行を猶予する。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人A、同Bの弁護人中田克己知、同渡辺敏郎提出の控訴趣意書及び被告人Cの弁護人小谷勝市提出の控訴趣意書各記載のとおりであるから、これを引用する。

弁護人小谷勝市の控訴趣意第一点（法令適用の誤）について。

当審証人Dの当公判廷における供述によると、北海道におけるさけの定置網は、その大部分が、いわゆる落網（おとしあみ）と称せられるものであつて、落網は、大別して垣網（かきあみ）、囲網（かこいあみ）、昇網（のぼりあみ）、ふくろ網（ため網ともいう）と称せられる部分からなつており、さけはその習性に従つて、垣網を伝い、囲網、昇網を経て、ふくろ網に入る仕掛けになつているのであるが、さけの習性と、その習性を利用してつくられた網の構造上、いつたん、ふくろ網に入つたさけが自力によつて、網の外に逃げ去ることは、容易でなく、従つて、落網の建込中、時化に襲われる等特別の事情のない限り、そのさけの水揚の確率〈要旨〉は、極めて高率なものであることが認められる。してみると、漁業権にもとずいて、さけを採捕すべく、落網〈要旨〉を建込中のものは、ふくろ網の中で遊泳しているさけに対しても、事実上これを支配、管理しているものというべく、従つて、これ等のさけは、水揚するまでもなく、窃盗罪の客体となることは明らかである。しかして、原判決挙示の証拠に、被告人Aの当公判廷における供述を総合すると、漁業権者Eの建込んだ本件定置網は、いずれも右落網またはこれに類似する網であつて、被告人等は、そのふくろ網の中から、本件さけを採捕したものであることを、推認するに難くないから、被告人等の本件各所為が、窃盗罪を構成することは疑のないところである。定置網のふくろ網の中に入つたさけといえども、水揚するまでには相当数逃げ去る可能性があるから、未だ漁業権者の事実上の支配下にあるものとはいはれがたく、従つて、水中にあるさけは、無主物であつて、窃盗罪の客体にならないとの所論は、採容できない。論旨は理由がない。

弁護人小谷勝市の控訴趣意第二点及び弁護人中田克己知、同渡辺敏郎の控訴趣意（いずれも量刑不当）について。

本件記録らよつて認められる被告人等の本件犯行の態様、海上において行われるこの種事犯の検挙が、著しく困難であること等に鑑みれば、被告人等の犯情は、必ずしも軽いとはいえないのであるが、反面記録によれば、被告人等は、いずれも、本件犯行の主謀者であり、船主であつた原審相被告人Fに雇われていた漁夫であつて、不漁のため、賃金の支払も十分でなかつたこと、窃取した本件さけは、右Fが殆んど独占し、被告人等は、煙草銭として、僅少なわけまえを貰つたに過ぎないこと、右Fは、原審において懲役一年三月の刑に処せられ、現に服役中であること、被告人等には、改悛の情見るべきものがあり、殊に被告人A、同Bについては、名寄市において薪炭、製材業を営んでいるAの伯父Gの許に引き取られ、同人の監督下に、その事業に使用されており、再犯のおそれがないものと認められること、被告人A、同Bは、これまで刑罰に処せられたことがなく、被告人Cは、昭和二九年中食糧管理法違反罪により、罰金刑に処せられた外、従来刑責に問われたことかなしいこと等が認められるのであつて、その他記録に現われた諸般の事情を考え合わせると、被告人等に対しては、刑の執行を猶予するのが、相当であり、被告人等を各懲役八月の実刑に処した原判決は、量刑いささか重きに過ぎるものと認められる。論旨は、いずれも理由がある。

よつて、刑事訴訟法第三九七条、第三八一条により、原判決中被告人等に関する部分を破棄し、同法第四〇〇条但書に従い、さらに次のとおり判決する。

原審が適法に認定した罪となるべき事実、法律を適用すると、被告人等の原判示各窃盗の所為は、各刑法第二三五条、第六〇条に該当するところ、右は同法第四五条前段の併合罪であるから、同法第四七条本文、第一〇条により、犯情の重いと認められる原判示第一の罪に、併合罪の加重をした刑期範囲内で、被告人等を各懲役八月に処し、前記情状に鑑み、同法第二五条第一項により、各被告人に対し、この裁判確定の日から、それぞれ三年間右刑の執行を猶予する。なお、当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項但書により、被告人等に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 豊川博雅 裁判官 雨村是夫 裁判官 中村義正)